

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年8月11日(2005.8.11)

【公開番号】特開2003-210812(P2003-210812A)

【公開日】平成15年7月29日(2003.7.29)

【出願番号】特願2002-13686(P2002-13686)

【国際特許分類第7版】

A 6 3 F 7/02

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 5 0 Z

A 6 3 F 7/02 3 2 6 C

A 6 3 F 7/02 3 2 7 A

【手続補正書】

【提出日】平成17年1月21日(2005.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【書類名】明細書

【発明の名称】遊技機

【特許請求の範囲】

【請求項1】 前面扉と、その前面扉を施錠する施錠装置と、その施錠装置による施錠状態を解除操作するアクセス部を覆うためのカバー材とを備え、前記カバー材は、前面扉の開放時に突出状態とされる開放表示材として機能することを特徴とする遊技機。

【請求項2】 前面扉と、その前面扉を施錠する施錠装置と、その施錠装置による施錠状態を解除操作するアクセス部を覆うためのカバー材とを備え、前記カバー材は、前面扉の開放時に突出状態とされる開放表示材として機能するよう、該カバー材によって前記アクセス部を覆い隠す閉位置と、該カバー材が前面扉の前方に突出状態となって前記アクセス部を露出させる開位置との間で切り替え配置可能に構成されていることを特徴とする遊技機。

【請求項3】 前記カバー材は回動支持機構を介して回動可能に設けられ、前記施錠装置のアクセス部はその回動支持機構の近傍に配置されていることを特徴とする請求項1又は2に記載の遊技機。

【請求項4】 前記カバー材は長尺な部材からなると共に、その長手方向基端部において前記回動支持機構に連結されていることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。

【請求項5】 前記遊技機は、カバー材の開閉状況を検知する検知手段と、その検知手段によってカバー材の開放が検知されたときに発光する発光手段とを更に備え、その発光手段が長尺なカバー材の長手方向先端部又はその近傍に設けられていることを特徴とする請求項1ないし4のいずれかに記載の遊技機。

【請求項6】 前面扉及びその前面扉を施錠する施錠装置を備えた遊技機であって、施錠装置用のカバー材を動かす第1の操作と、施錠装置の施錠を解除する第2の操作とを経て、前面扉が開放可能となることを特徴とする遊技機。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、遊技機の前面に前面扉を備えた遊技機に関する。

【0002】

【従来の技術】

パチンコ機等の遊技機では、内部を日常的に保守点検する必要から、遊技機の前面には前面扉（前面枠ともいう）が開閉可能に設けられている。店員以外の者が無断で前面扉を開放することができないようにするため、一般に前面扉には、施錠装置が設けられている。

【0003】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、従来の遊技機では、施錠装置の鍵穴が前面扉の表面に露出しているという事情もあって、不正な意図を持った者が不正に施錠を解除して前面扉を開け、遊技機の内部機構に細工（不正行為）を施すようなこともあり得た。また、前面扉を不正開放する場合も、例えば周囲を複数人で取り囲み、前面扉の開放を目立たなくする等の巧妙な手口も考えられる。

【0004】

本発明はかかる事情に鑑みてなされたものである。本発明の目的は、前面扉の開放を目立たせることで防犯性を高めた遊技機を提供することにある。

【0005】**【課題を解決するための手段】**

本欄では各請求項に記載の発明のほかに、本発明の更に好ましい態様や追加的構成要件についても列挙し、必要に応じて作用等に関する簡単な注釈を加える。

【0006】

手段1. 前面扉と、その前面扉の開放時には突出状態とされる開放表示材とを備えたことを特徴とする遊技機。

【0007】

手段1によれば、前面扉の開放時には開放表示材が突出状態となり、そのことによって前面扉が開いていることがよく目立つ。その結果、前面扉の不正開放がしづらくなり、防犯性が高められる。

【0008】

なお、手段1～手段12において、「前面扉」とは、遊技機の前面に設けられた扉に類する可動物を意味するものであり、いわゆる内枠やガラス枠も前面扉の範疇に含まれる。

【0009】

手段2. 前記前面扉は、前記開放表示材を非突出状態から突出状態にすること無くして開放操作をすることができない設計となっていることを特徴とする手段1に記載の遊技機。

【0010】

手段2によれば、前面扉を開放するためには、それに先んじて開放表示材を非突出状態から突出状態にすることが必要となる。このため、前面扉の開放時には開放表示材が必然的に突出状態となり、前面扉が開いていることがよく目立ち、防犯性が高められる。

【0011】

手段3. 前記開放表示材は長尺な部材からなると共に、その長手方向基端部において前面扉に回動可能に取り付けられていることを特徴とする手段1又は2に記載の遊技機。

【0012】

手段3によれば、前面扉の閉塞時には長尺な部材からなる開放表示材を前面扉の表面に沿わせておく（又は前面扉の内部に収納しておくる）ことで非突出状態とする一方、前面扉の開放時には、開放表示材を回動させてその長手方向先端部を前面扉の表面から離れた位置に配置することで、開放表示材をよく目立つ突出状態とできる。従って、前面扉の不正開放がしづらくなり防犯性が高められる。

【0013】

手段4. 前記遊技機は、前記開放表示材の突出又は非突出状況を検知する検知手段と、その検知手段によって開放表示材の突出が検知されたときに発光する発光手段とを更に備えてなる手段1～3のいずれかに記載の遊技機。

【 0 0 1 4 】

手段4によれば、検知手段によって開放表示材の突出が検知されると発光手段が発光するため、突出状態にある開放表示材が更によく目立ち、防犯性が高められる。なお、この手段4において「前記発光手段が開放表示材に設けられていること」は好ましく、「前記発光手段が、長尺な部材からなる開放表示材の長手方向先端部又はその近傍に設けられていること」は更に好ましい。

【 0 0 1 5 】

手段5. 前面扉と、その前面扉用の施錠装置と、その施錠装置のアクセス部を覆うためのカバー材とを備え、前記カバー材は、前面扉の開放時に突出状態とされる開放表示材として機能することを特徴とする遊技機。

【 0 0 1 6 】

手段5によれば、遊技機には、前面扉用施錠装置のアクセス部を覆うカバー材を設けているので、その施錠装置のアクセス部に何らかの働きかけをする場合には、カバー材を移動させる操作が必要になる。加えて、前面扉の開放時には開放表示材としてのカバー材が突出状態となり、そのことにより前面扉が開いていることがよく目立つ。それ故、従来の遊技機に比べて施錠装置に対し不正行為を働くことが困難になり、防犯性が高められる。

【 0 0 1 7 】

手段6. 前記開放表示材としてのカバー材は、該カバー材によって前記アクセス部を覆い隠す閉位置と、該カバー材が前面扉の前方に突出状態となって前記アクセス部を露出させる開位置との間で切り替え配置可能に構成されていることを特徴とする手段5に記載の遊技機。

【 0 0 1 8 】

手段6によれば、前面扉用施錠装置のアクセス部を露出させるためにカバー材を開位置に配置したとき、そのカバー材は前面扉の前方に突出状態となる。前面扉の前方に突出したカバー材は非常に目立つため、カバー材が開かれてアクセス部が露出状態にあることが周囲の誰にも一目でわかる。故に、施錠装置に対し不正行為を働くことが困難になり、防犯性が高められる。

【 0 0 1 9 】

手段7. 前記カバー材は回動支持機構を介して回動可能に設けられ、前記施錠装置のアクセス部はその回動支持機構の近傍に配置されていることを特徴とする手段5又は6に記載の遊技機。

【 0 0 2 0 】

手段7によれば、施錠装置のアクセス部は回動支持機構の近傍に位置するため、そのアクセス部にアクセスするためには、回動支持機構を中心としてカバー材を大きく回動させる必要がある。カバー材を大きく回動させると、カバー材が開放状態にあることがよく目立ち、不正な意図を持った者が施錠装置に不正行為を働くことが困難になる。

【 0 0 2 1 】

手段8. 前記カバー材は長尺な部材からなると共に、その長手方向基端部において前記回動支持機構に連結されていることを特徴とする手段7に記載の遊技機。

【 0 0 2 2 】

手段8によれば、長尺なカバー材の長手方向基端部が回動支持機構に連結されているため、施錠装置のアクセス部はカバー材の長手方向基端部の近傍に位置する。故に、施錠装置のアクセス部にアクセスするためには、長尺なカバー材を大きく振り回して、回動後のカバー材の長手方向先端部を前面扉から遠く離れた位置に配置する必要がある。このため、カバー材が開放状態にあることがよく目立ち、不正な意図を持った者が施錠装置に不正行為を働くことが困難になる。

【 0 0 2 3 】

手段9. 前記アクセス部は鍵穴であることを特徴とする手段5～8のいずれかに記載の遊技機。

【 0 0 2 4 】

手段9によれば、施錠装置のアクセス部としての鍵穴を覆うカバー材が、前面扉の開放時に突出状態とされる開放表示材として機能するので、従来の遊技機に比べて施錠装置の鍵穴に対し不正行為を働くことが困難になり、防犯性が高められる。

【0025】

手段10. 前記カバー材には、該カバー材の開閉動作をロックするためのロック手段が設けられている手段5～9のいずれかに記載の遊技機。

【0026】

手段10によれば、閉状態のカバー材を開ける操作をする際には、それに先んじてロック手段によるロックを解除する必要がある。このため、不正な意図を持った者が施錠装置に不正行為を働くことが更に困難になり、遊技機の防犯性能が更に高められる。尚、前記ロック手段としては、カバー材用の施錠装置を例示することができる。

【0027】

手段11. 前記遊技機は、カバー材の開閉状況を検知する検知手段と、その検知手段によってカバー材の開放が検知されたときに発光する発光手段とを更に備えていることを特徴とする手段5～10のいずれかに記載の遊技機。

【0028】

手段11によれば、検知手段によってカバー材の開放が検知されると発光手段が発光するため、カバー材が開放状態にあることがよく目立つ。このため、不正な意図を持った者が施錠装置に不正行為を働くことが困難になり、遊技機の防犯性能が高められる。

【0029】

手段12. 前面扉及びその前面扉用の施錠装置を備えた遊技機であって、施錠装置用のカバー材を動かす第1の操作と、施錠装置の施錠を解除する第2の操作とを経て、前面扉が開放可能となることを特徴とする遊技機。

【0030】

手段12によれば、第1及び第2の操作という二段階の操作を経て、ようやく前面扉が開放可能となるため、従来の遊技機に比べて前面扉用の施錠装置に対し不正行為を働くことが困難になり、防犯性が高められる。

【0031】

その他の手段：前記手段6～11において、「前面扉が遊技機本体に対して完全に閉じた状態でなければ、開位置にあるカバー材を閉位置に戻すことができないような回動規制機構を前記カバー材に作動連結すること」は好ましい。また、前記手段11において「前記発光手段がカバー材に設けられていること」は好ましく、「前記発光手段が長尺なカバー材の長手方向先端部又はその近傍に設けられていること」は更に好ましい。

【0032】

【発明の実施の形態】

以下に、本発明をパチンコ機に具体化した一実施形態を図面を参照して説明する。図1～図3に示すように、パチンコ機は少なくとも前面枠11、遊技盤12及び外枠13を備えている。遊技盤12は前面枠11の内側(裏側)に組み付けられており、前面枠11と遊技盤12とが一体化して前面扉を構成している。前面枠1は外枠13に対してヒンジ機構14を介して回動可能に取り付けられており、パチンコ機の運転時には、前面枠11の一部が外枠13内に収納される格好で前面扉(11, 12)が閉じられる。

【0033】

なお、前面枠11及び遊技盤12によって構成されるパチンコ機の正面は、その略上半部を占めると共に手前にガラス板(図示略)が嵌め込まれた遊技盤領域と、略下半部を占めると共に前面枠11に造作された操作領域とに区分される。遊技盤領域には、表示装置、大小様々な入賞口、風車、ランプ、スピーカ、その他の遊技性を高めるための器具や装置(いずれも図示略)が設けられている。他方、操作領域には、弾発のための発射操作ハンドル15、打球供給皿としての上受け皿16、余剰玉受皿としての下受け皿17、その他の器具や装置が設けられている。

【0034】

図1及び図2に示すように、前面枠11の正面右上隅付近には、前面扉用施錠装置の鍵穴18が設けられている。アクセス部としての鍵穴18にキー(鍵)を差し込んで操作することで、前面扉の施錠を解除し前面扉を開くことができる。前面枠11上であって鍵穴18の直上には回動支持機構としての蝶番19が設けられ、この蝶番19を介して、開放表示材としてのカバー材20が回動可能に取り付けられている。

【0035】

カバー材20は、やや厚みがあり且つ縦(上下方向)に長尺な板状の部材からなり、その上端部(長手方向基端部)が蝶番19に連結されている。カバー材20は、その裏面が前面枠11の表面に接触して略平行になる閉位置(図1参照)と、該カバー材20が前面枠11の表面に対してほぼ直角に突出又は起立した状態となる開位置(図2参照)との間で切替え配置可能となっている(図3参照)。尚、蝶番19は、突出状態(又は起立状態)にある開位置のカバー材20をその突出状態で保持できるよう設計されている。

【0036】

図1に示すようにカバー材20が閉位置(通常時位置)にあるとき、施錠装置の鍵穴18はカバー材20によって完全に覆い隠され、その鍵穴18に対してキーを差し込むことも触れることもできない(即ちアクセス不能)。他方、図2及び図3に示すようにカバー材20が開位置(非常時位置)に配置されると、カバー材20が前面枠11に対してほぼ直角に起立し、鍵穴18に対してキーを差し込むことが可能となる(即ちアクセス可能)。尚、カバー材20が長尺な部材であり、且つ、カバー材20の回動中心軸に相当する蝶番19の近傍に鍵穴18が配置されているため、当該カバー材20を前記閉位置と開位置との間の中途半端な位置に配置した状態では、鍵穴18に対してキーを確実に差し込むことはできない。つまり、このパチンコ機は、カバー材20を図2及び図3に示す開位置(突出状態)に配置しない限り、鍵穴18にキーを差し込むことができない設計となっている。

【0037】

カバー材20の下端部(長手方向先端部)には、当該カバー材20用施錠装置の鍵穴21が設けられている。このカバー材用施錠装置は、カバー材20を前記閉位置に固定して閉位置から開位置への開放動作を禁ずるためのロック手段である。このため、カバー材用施錠装置に対応する第2のキーを鍵穴21に差し込んで施錠を解除しない限り、カバー材20を開いて前面扉用施錠装置の鍵穴18を露出させることはできない。

【0038】

更に各図に示すように、カバー材20には、発光手段としてのランプ22が設けられている。このランプ22は、カバー材20の長手方向先端部又はその近傍(先端部寄り位置)に位置することが好ましい。他方、前面枠11の右端部中程には、カバー材20の開閉状況(突出非突出状況)を検知する検知手段としての開閉センサ23(例えば接点スイッチ)が設置されている。前記ランプ22と開閉センサ23とは電気的に接続されており、開閉センサ23が検知したカバー材20の開閉状況に応じてランプ22の点灯状態が切り替える。具体的には、カバー材20が閉位置にある場合にはランプ22は消灯される。これに対し、カバー材20が閉位置以外の位置(例えば開位置)にある場合にはランプ22は点灯される。このときのランプ22の点灯様は、単純点灯又は点滅のいずれでもよい。あるいは、ランプ22をいわゆるパトライトで構成してもよい。

【0039】

(効果)

本実施形態によれば以下のような効果を得ることができる。前面扉用施錠装置の鍵穴18にキーを差し込んで施錠を解除するには、先ず、閉位置にあるカバー材20を開位置に切り替え配置する必要があるため、従来の遊技機に比べて施錠装置の鍵穴18に対し不正行為を働くことが難しく、防犯性能に優れている。特にカバー材20を開位置に配置したとき、当該カバー材20は前面扉の前方に突出状態(起立状態)となる。この状態は非常に目立ち、カバー材20が開けられて鍵穴18が露出した状態にあることが周囲の誰にも一目でわかり、悪意を持った者が不正行為を働くことが困難になる。

【0040】

蝶番19に連結されたカバー材20は比較的長尺であり、且つその蝶番19の近傍に前面扉用施錠装置の鍵穴18が位置しているため、鍵穴18にキーを差し込むためには、カバー材20を大きく回動させてカバー材先端部を前面扉から遠く離れた位置（即ち開位置）に配置する必要がある。このため、カバー材20が開放状態にあること（ひいては前面扉が開放状態にあること）がよく目立ち、悪意を持った者が前面扉を不正開放することが困難になる。

【0041】

カバー材20自体に専用の施錠装置（鍵穴21等で構成）を付加し、その施錠を解除しないとカバー材20を開けられないようにしたことで二重の施錠が実現し、パチンコ機の防犯性能が高まる。また、カバー材20が閉位置以外の位置にある場合にはランプ22が点灯してよく目立つようにしたので、不正行為を未然に防止することができる。

【0042】

（変更例）

本発明の実施形態を以下のように変更してもよい。

- 上記実施形態では、アクセス部としての鍵穴にキーを差し込むタイプの施錠装置を例示したが、電波や赤外線を利用した無線方式の施錠装置や、磁気カードやICカード等の電気的又は磁気的な鍵手段を用いる施錠装置で置き換えるてもよい。その場合、無線方式の施錠装置においては、電波や赤外線による信号を受信する装置又は部位が施錠装置のアクセス部となる。また、電気的又は磁気的な鍵手段を用いた施錠装置においては、磁気カードやICカード等の読み取り装置又は読み取り部が施錠装置のアクセス部となる。

【0043】

- カバー材20用の施錠装置（及びその鍵穴21）を設けることは必須ではなく、カバー材20用の施錠装置は無くてもよい。また、前記第2のキーを使用するカバー材20用の施錠装置（及びその鍵穴21）に代えて、キーを使用しない押しボタン式のロック手段をカバー材20に設置してもよい。

【0044】

- 開閉センサ23によりカバー材20が閉位置以外の位置（例えば開位置）にあることを検知した場合に、前記ランプ22を点灯することに代えて、あるいは前記ランプ22を点灯することと共に、カバー材20が完全に閉じていないことを知らせる警告音をスピーカから発生するようにしてもよい。

【0045】

- 前面扉（11, 12）が外枠13に対して完全に閉じた状態でなければ、開位置で起立状態にあるカバー材20を閉位置に戻すことができないような回動規制機構を蝶番19を介してカバー材20に作動連結してもよい。この構成によれば、前面扉が少しでも開いていれば、カバー材20が閉位置で突出状態（起立状態）となることを強制されるため、起立したカバー材20によって、前面扉が開かれていることが周囲に知らされる。

【0046】

- 本発明の適用対象はパチンコ機に限定されるものではなく、その他の遊技機（例えばスロットマシン）に適用されてもよい。

【0047】

【発明の効果】

以上詳述したように、請求項1及び2の遊技機によれば、前面扉の開放を目立たせることで防犯性を高めることができる。請求項3の遊技機によれば、二段階操作を経て前面扉を開放可能とすることで防犯性を高めることができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】遊技機としてのパチンコ機（カバー材閉状態）の正面図。

【図2】遊技機としてのパチンコ機（カバー材開状態）の正面図。

【図3】遊技機としてのパチンコ機（カバー材開状態）の右側面図。

【符号の説明】

1 1 … 前面枠、 1 2 … 遊技盤（1 1 及び 1 2 は前面扉を構成する）、 1 8 … 前面扉用施錠装置の鍵穴（アクセス部）、 1 9 … 蝶番（回動支持機構）、 2 0 … カバー材（開放表示材）、 2 1 … カバー材施錠装置の鍵穴（ロック手段）、 2 2 … ランプ（発光手段）、 2 3 … 開閉センサ（検知手段）。